

計画の基本理念

【交通事故のない社会をめざして】

市民が生きがいを持っていきいきと暮らす社会を構築していくためには、その社会に暮らす住民の安全と安心が守られていることが前提となる。

安全で安心なまちづくりの実現を図っていくためには、交通安全の確保は重要な要素であり、様々な交通安全対策を推進してきた結果、交通事故（人身事故）件数は減少傾向にあるものの、依然として死傷者数は年間200人を超えているため、更なる対策の実施が必要である。

交通事故がもたらす社会的・経済的損失を防ぐための交通安全対策を効果的に推進するためには、交通環境の変化に迅速かつ適切に対応し、より実効性のある対策を計画的かつ重点的に実施していく必要がある。

また、人命尊重の理念に立って、何よりも人優先の交通安全思想の普及・啓発を図るため、行政と各種団体等が一丸となり更なる交通安全対策の実施が不可欠であり、悲惨な交通事故のない安全で安心な市民生活の形成のために、今再び、新たな一步を踏み出さなければならない。

【人優先の交通安全思想】

広域的な道路整備が推進される中、自動車と比較して弱い立場にある歩行者や高齢者、障がい者、子ども等への配慮や思いやりが必要である。

今後、より向上する交通の利便性を、まちづくりに活かしていくとともに、交通弱者の安全を一層確保する「人優先」の交通安全思想を基本とし、交通事故の実態に対応した交通安全対策を推進し、市民の主体的な交通安全活動による自らの安全確保を積極的に促進していく。

1 交通社会を構成する三要素

本計画においては、①道路交通、②鉄道交通、③踏切道における交通の3つに分類し、項目ごとに、計画期間内に講じるべき施策を明らかにする。

具体的には、交通社会を構成する「人」、「交通機関」及びそれらが活動する場としての「交通環境」という三つの要素について、それら相互の関連を考慮しながら、策定した施

策遂行に向け、市民の理解と協力の下、強力に推進する。

(1) 人に係る安全対策

自動車等の安全運転を確保するため、運転する人の知識・技能の向上、交通安全意識の徹底、運転管理の改善等を図り、かつ、歩行者等の安全な移動を確保するため、交通安全意識の徹底、指導の強化等を図る。また、交通社会に参加する市民一人ひとりが、自ら安全で安心な交通社会を構築していこうとする前向きな意識を持つことが極めて重要であるため、交通安全に関する教育、普及啓発活動を充実させる。

(2) 交通機関に係る安全対策

人はエラーを犯すものとの前提の下で、それらのエラーが事故に結び付かないように、新技術の活用など、各交通機関の社会的機能や特性を考慮しつつ、高い安全水準を常に維持させるための措置を講じる。

(3) 交通環境に係る安全対策

機能分担された道路事業等の推進、市道における道路及び橋りょう等の施設管理及び修繕、交通安全施設等の整備、交通に関する情報提供の充実を図るものとする。

また、交通環境の整備にあたっては、人優先の考えの下、人自身の移動空間と自動車や鉄道等の交通機関との分離を図ることにより安全確保に努め、道路交通においては、通学路における歩道の整備を優先的に実施するなど、人優先の交通安全対策のさらなる推進を図ることが重要である。

2 救助・救急活動の充実及び被害者支援の推進

交通事故が発生した際には、その被害を最小限に抑えるため、負傷者の迅速な救助・救急活動及び的確な治療等を行うことが重要であり、消防機関、医療機関等相互の連携を緊密にし、救助・救急体制及び救急医療体制の整備を図る。

また、交通事故被害者等を支援するため、その心情に配慮した交通事故相談体制を確保するとともに交通事故相談事業の周知徹底を図る。

3 参加・協働型の交通安全活動の推進

交通事故防止のためには、行政、関係民間団体等が連携を密にし、施策を推進するとと

もに、市民の主体的な交通安全活動を促進することが重要であることから、地域の特性に応じた市民参加・協働型の交通安全の取り組み等を推進する。

4 効果的・効率的な対策の実施

交通の安全に関する施策は多方面にわたっており、これらは相互に密接な関連を有するため、有機的に連携させ、総合的かつ効果的に実施するとともに、少子高齢化、国際化等の社会情勢の変化や交通事故の状況、交通事情等の変化に弾力的に対応させ、その効果等を勘案して、適切な施策を選択し、これを重点的かつ効果的に実施することが肝要である。

さらに、交通の安全は、交通需要や交通の円滑性・快適性と密接な関連を有することから、自動車交通量の拡大の抑制等にも十分配慮するとともに、沿道の土地利用や道路利用のあり方も視野に入れた取り組みを行うほか、地震等に対する防災の視点も取り入れる。